待機費運用基準（案）

（適用）

1　この待機費運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

（待機補償）

2　待機補償費の算出方法は、土木工事標準積算基準書によるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行った時を対象とする。

ア　雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ　除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ　監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

(2)　待機対象機械及び待機人員

ア　待機する人員及び対象機械の決定

待機対象機械は、新雪除雪によるもので、次に掲げる機種の中から発注者と受注者の協議により決定し、配置される人員で待機補償費を算出する。なお、待機対象機械は、作業計画書に明記することとする。

機種	オペレータ等（人／台）			
	普通作業員	運転手	助手	世話役
除雪トラック	－	1.0	1.0	1.0
除雪グレーダ	－	1.0	1.0	
凍結防止剤散布車	－	1.0	1.0	
その他新雪除雪機械	※　待機対象機械に配置される（運転手、助手）で算出。			

※待機を指示する場合は、除雪作業における機械の運転及び待機台数に関係なく、世話役（情報連絡・作業管理）を待機１回当たり 1.0 人計上する。

（監督職員の指示）

3　監督職員は、自動車専用道路や直轄国道の通行止め等について関係機関との情報共有および気象情報の把握に努め、気象情報が発令された場合に、各工区の気象条件及び道路条件等の諸条件を勘案し、電話又はFAX 等にて待機指示を行うものとする。

（待機の開始及び完了報告）

4　受注者は、待機を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式１号）に待機の開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。なお、待機の開始及び完了を証明する写真とは、次のいずれかのものとする。

ア　除雪ステーションでの待機状況写真（黒板に日時を明記）

イ　受注者の事務所での待機状況写真（黒板に日時を明記）

ウ　除雪機械の待機場所での待機状況写真（黒板に日時を明記。除雪機械をバックに撮影）

（完了確認）

5　発注者は、道路除排雪業務完了報告書により待機報告があった場合、運転時間及び待機状況写真を確認し、待機補償費の計上を行うものとする。

（待機費の計上）

6　待機費は、監督職員の待機指示があった時間を割り増し含みで積上げ計上するものとし、別途精算する（変更契約対応）。

（その他）

7　気象情報が発令された日に、監督職員の指示がない場合において、受注者が必要と判断し、待機した場合は、速やかに道路除排雪業務完了報告書を提出し、発注者が適正と判断するものについて待機補償費を計上できるものとする。

【待機補償費の計上例】

除雪グレーダ4.0mの場合（オペレータ1人、助手1人、世話役1.0）

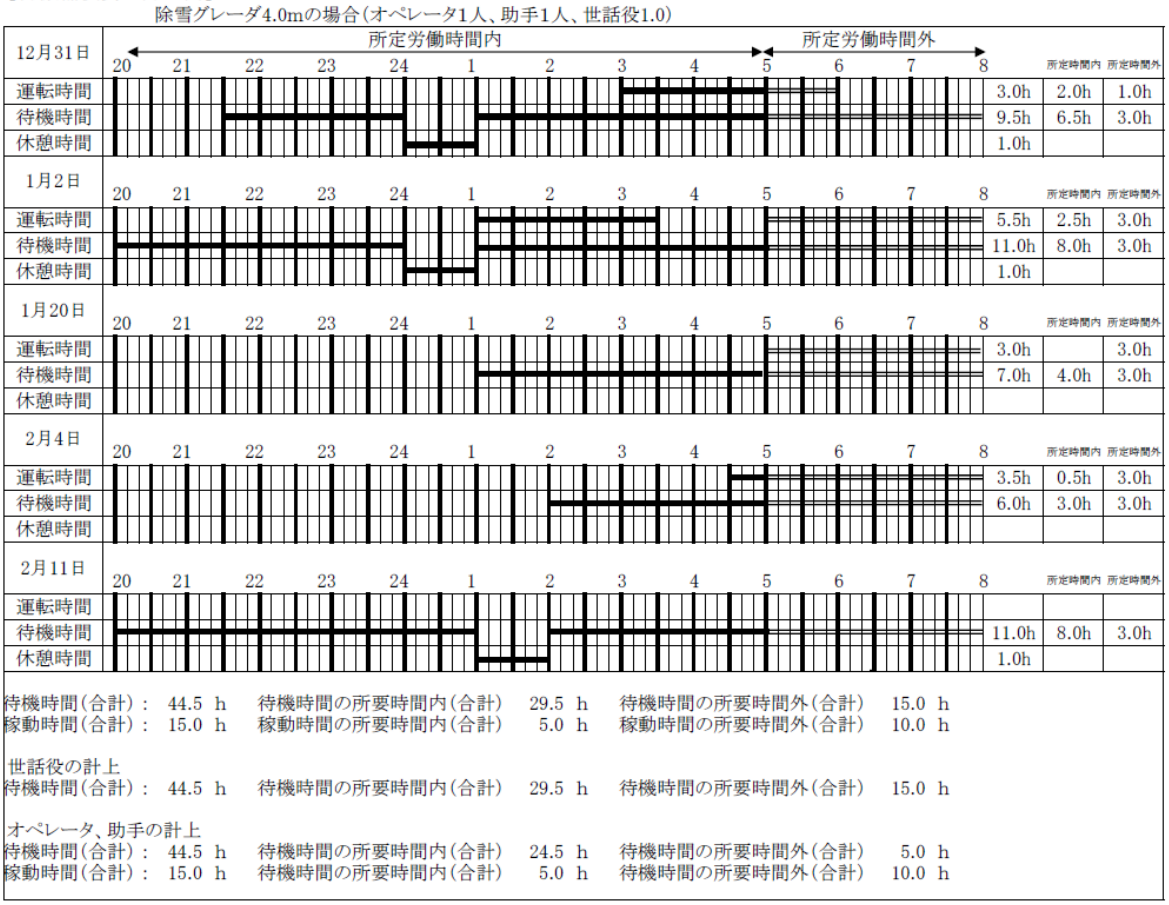

待機時間（合計）：　44.5　h　　待機時間の所要時間内（合計）　29.5　h　　待機時間の所要時間外（合計）　15.0　h
稼動時間（合計）：　15.0　h　　稼動時間の所要時間内（合計）　5.0　h　　稼動時間の所要時間外（合計）　10.0　h

世話役の計上
待機時間（合計）：　44.5　h　　待機時間の所要時間内（合計）　29.5　h　　待機時間の所要時間外（合計）　15.0　h

オペレータ、助手の計上
待機時間（合計）：　44.5　h　　待機時間の所要時間内（合計）　24.5　h　　待機時間の所要時間外（合計）　5.0　h
稼動時間（合計）：　15.0　h　　待機時間の所要時間内（合計）　5.0　h　　待機時間の所要時間外（合計）　10.0　h